

第125回行政苦情救済推進会議 議事要旨

1 日 時：令和4年6月23日(木)15:00～17:00

2 場 所：中央合同庁舎第2号館 第2特別会議室 (Web会議併用)

3 出席者 (敬称略)

座 長 江利川 毅

小野 勝久 (Web)

梶田 信一郎

齋藤 誠 (Web)

榊原 一夫

高橋 滋

南 砂

(総務省) 行政評価局長 清水 正博

行政相談企画課長 大槻 大輔

行政相談管理官 高橋 喜義

企画官 大塚 正高

4 議 題

(1) 審議案件

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国規制で受験できなかった介護福祉士国家試験の受験料の返還について (新規案件)

(2) 報告案件

① 出入国年月日の確認を要する手続の簡素化についてー顔認証ゲートにおける証印 (スタンプ) の省略に伴う負担軽減ー (第 120 回、第 121 回、第 122 回及び第 124 回付議案件)

② 全国通訳案内士の業務において旧姓の使用を認めてほしい (第 122 回、第 123 回及び第 124 回付議案件)

5 議事要旨

(1) 審議案件（新規案件）

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国規制で受験できなかった介護福祉士国家試験の受験料の返還について（新規案件）

事務局から、資料に基づき案件の内容の説明が行われた後、案件の検討が行われた。出席者の主な意見等は以下のとおり。

- ・ 厚生労働省自身が、オンライン学習により受験資格が得られることも考えられる旨説明している以上、試験日の直前に日本に入国する者が制度上想定されていないとの説明は矛盾している。本件についても返還することについて検討すべきである。
- ・ 受験手数料の返還対象となる特例の③で「海外から入国し…」とあり、外国から来て受験することが想定されているので、試験日の直前に日本に入国する者が制度上想定されていないとの厚生労働省の説明は理由にならない。今回のケースについて区別する合理的理由もないので、返還してあげるべきではないか。
一方で、法律上、受験手数料は返還しない旨の規定があるので、この規定に反して受験手数料を返還するというのであれば、理屈が必要である。法律の規定に反して特例を認めるという運用が今回なされたということであれば、法律の規定との整合性をどのように理解すればよいか。
- ・ 法律の規定にかかわらず、特例として受験手数料の返還を認めているということであれば、法律の解釈を変更したということか。本人の事情ではなく、国や試験機関側の事情で本人に試験を受けさせないケースについても返還しないということが、法律の従来解釈なのかを確認する必要がある。
- ・ 受験しようという本人の意思があったにもかかわらず、我が国の事情で入国できなかったというものなので、合理的な何らかの理由を考えて返還してあげるべきである。
- ・ 特例の③で、海外から入国して受験することが想定されているので、この点との平仄を厚生労働省としては考えるべきである。何らかの事情で母国に戻るといことはあり得る。この点について、事務局から厚生労働省に指摘してほしい。
- ・ 法律上、受験手数料は返還しないということになっているため、本来特例を設けるのであれば法律上で措置すべきものであるが、返還する特例を認めた根拠について確認してほしい。
- ・ 今回、国内で実習を積んでいる人が受験するので受験生は当然国内にいるはずであるという前提が当てはまらないケースが生じたということだが、この前提の作り方が正しかったのか。海外から受ける人が必ずしもレアケースと言えない他の試験制度については、入国制限により受験を断念した場合も受験手数料の返還の対象としていることとのバランスからいって、制度上想定していないとの厚生労働省の説明に説得力があるのかにつ

いては、大いに考え直してもらい必要がある。

- ・ 今後についての整理はもちろんのこと、今回のケースについて、厚生労働省が想定していれば、受験手数料を返還するケースとして整理できたのだから、非常にレアケースかもしれないけれど、特例に向けた考え方、趣旨を広げていけば今回のケースについても救うべきということになるのか、想定していなかったからやはり返還はできないとなるのか、厚生労働省に対して、本日の推進会議の各委員の意見を伝え、今回のケースも含めてどのような善後策が考えられるか確認した上で、次回会議で報告してほしい。

(2) 報告案件

出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について－顔認証ゲートにおける証印(スタンプ)の省略に伴う負担軽減－(第120回、第121回、第122回及び第124回付議案件)

事務局から、資料に基づき、当会議での審議状況及び出入国在留管理庁の対応状況について説明が行われた。委員からマイナンバーの活用を織り込んだことは結構なこととの意見が聴かれた。

全国通訳案内士の業務において旧姓の使用を認めてほしい(第122回、第123回及び第124回付議案件)

事務局から、通訳案内士個人からの意見聴取結果などについての説明が行われた。出席者の主な意見等は以下のとおり。

- ・ 事務局の方針は、旧姓のみ・旧姓併記についての需要の実態、事務手続上の問題点などを踏まえて、当面は、通訳案内士登録情報検索サービスについて、旧姓で検索できるように運用の改善を図ってもらい、そういう希望がある人には対応できるようにしてもらいとともに、入力上のルールについて、各県ごとにバラバラになっているのを、統一を図ってもらうということを観光庁に求めて、直接、旧姓のみの使用とまではいかないが、旧姓での活動に関連することについての改善を求めるといふものである。
- ・ みなさんこの方針で良いという意見のようなので、これで進めて、次回報告をお願いしたい。

以 上